

工場等立地奨励金

1. 内容

雲仙市内への立地において、旧千々石町、旧小浜町、旧南串山町は、過疎法により3年度間の課税免除が受けられますが、その他の地域は、半島振興法に規定する3年度間の不均一課税の適用のみとなります。

不均一課税で課税された固定資産税相当額を「工場等立地奨励金」として交付します。

2. 対象業種

①製造の事業 ②旅館業 ※条例第2条第2号に規定する事業

3. 対象条件

【新設の場合】

投下固定資産総額	500万円以上（資本金1,000万円以下の場合）
	1,000万円以上（資本金1,000万円超 ～ 5,000万円以下の場合）
	2,000万円以上（資本金5,000万円超の場合）
新規常用雇用者数	10人以上

【増設の場合】

投下固定資産総額	500万円以上（資本金1,000万円以下の場合）
	1,000万円以上（資本金1,000万円超 ～ 5,000万円以下の場合）
	2,000万円以上（資本金5,000万円超の場合）
新規常用雇用者数	5人以上

4. 奨励金額

不均一課税の対象となる固定資産税相当額

5. 交付方法

- ・不均一課税の対象となる固定資産税で、その納税額を3年度間奨励金として交付します。
- ・交付時期は課税年度の納期限が属する年度の翌年度となります。